

令和8年10月30日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:高知建設株式会社

期間:令和8年10月30日から令和8年12月29日まで(2ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

高知建設株式会社が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 ふるはら さとし 古 原 悟 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和 8 年 10 月 30 日
近 畿 地 方 整 備 局

高知建設株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

高知建設株式会社は、令和7年2月17日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。

また、令和7年8月7日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文に該当することから、令和8年3月26日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

高知建設株式会社が建設業法の規定より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者：高知建設株式会社

大阪府大阪市東住吉区杭全5-7-7

代表取締役 古田 稔

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間：令和8年10月30日から令和8年12月29日まで（2ヶ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（建設業法違反行為）

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。